

令和 6 年

第 2 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第2回 大洗町農業委員会総会議事録

令和6年2月26日（月） 午後5時00分

令和6年2月26日大洗町農業委員会が大洗町役場3階会議室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可について

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出に対する専決処理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

出席委員 2番 藤 沼 洋 一 4番 勝 村 勝 一
5番 和 田 淳 也 6番 今 村 和 章
7番 深 作 勝 久 8番 小 沼 正 男

欠席委員 1番 大 貫 善 之 3番 米 川 政 宏

本日の会議の書記は次のとおりである。

中崎亮二、藤沼佑介、石井康之

会長は午後5時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 7番深作委員、2番藤沼委員、4番勝村委員の各委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 〔議案第4号を別紙をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

- 議 長 続いて議案第5号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局 [議案第5号を別紙をもとに説明]
議 長 本案につきましては、現地確認を行っておりますので6番委員より説明をお願いします。
- 6 番 議案第5号について報告します。去る2月20日に農業委員2名、事務局2名と申請人や申請人委任者立会いのもと、現地確認を実施しました。項1の申請地は大貫の温泉スタンド付近の農地です。現地は既に譲受人が借り受けて耕作しており、引き続き耕作することから許可相当であると思われます。次に項2と項3についてですが、こちらも同日に現地確認を実施しました。申請地は市民農園及び町営墓地周辺の畑です。今回の申請で市民農園の一部を申請人が譲り受けて、一部荒廃している農地を開墾していく計画もあります。また、市民農園内の農地を耕作する上で、市民農園の利用者が耕作できるように関係者と調整していくとのことですので許可相当であると思います。皆様のご審議をお願いします。
- 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
5 番 市民農園の利用者は何名か。
事 務 局 13名です。
5 番 市民農園の利用者はこの事を把握しているのか。
事 務 局 市民農園の地主の組織と、募集手続を行う町が後日周知する予定です。
議 長 その他に何かご意見はありますか。
委 員 [異議なしの声あり]
議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 議 長 続いて議案第6号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局 [議案第6号を別紙をもとに説明]
議 長 本案につきましては、現地確認を行っておりますので6番委員より説明をお願いします。
- 6 番 議案第6号について報告します。去る2月22日に農業委員2名、事務局2名と申請人委任者立会いのもと、現地確認を実施しました。場所は船渡大洗線沿いにある畑です。周辺地は宅地化が始まっており、船渡大洗線と接道がとれていることから許可は妥当であると見込まれますので、皆様のご審議をお願いします。
- 事 務 局 現地確認時に、申請人委任者から『県央建築指導室から「町道8-2069号線は建築基準法上の道路ではないため、セットバックの必要はない」との回答があった』と説明をいただいております。
- 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
4 番 申請地に隣接している町道は、周辺農地への進入路となっているため、農作業に影響を及ぼさないように県央建築指導室に協力を文書にて依頼した方が良い。
事 務 局 了解しました。
議 長 その他に何かご意見はありますか。

委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は妥当であると認めます。

議長 続いて報告第2号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局 [報告第2号を別紙をもとに説明]
議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

議長 続いて報告第3号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局 [報告第3号を別紙をもとに説明]
議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

・その他

1. 地域計画（地域農業運営基盤強化促進計画）の策定について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後6時00分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和6年2月26日

議長

委員

委員

委員